



## 第73号

編集と発行



## 最上川中流土地改良区

〒990-2476 山形市飯沢62番地の2  
 TEL(023)645-1210(代表) FAX(023)645-2613  
 E-mail:yamagata@mogami-churyu.or.jp  
 ホームページ:http://www.mogami-churyu.jp

平成26年6月発行



## 薬師まつり植木市

江戸時代からの歴史をもつ植木市は、山形城主の最上義光が大火で焼失した城下に緑を取り戻そうと住民に呼びかけたのが始まりとされています。

### 〈主な項目内容〉

- |                        |                             |
|------------------------|-----------------------------|
| ○第157回総代会開催 他 …………… 2  | ○新規事業、春の祈願祭・現場研修、委員会だより … 8 |
| ○新総代研修会の報告について …………… 3 | ○水利調整委員及び水利について …………… 9     |
| ○平成26年度予算のあらまし …………… 4 | ○改良区への通知、使用料・手数料について …10    |
| ○平成26年度賦課金について …………… 6 | ○管理運営委員会の担当職、事務局機構 他 …11    |
| ○平成26年度地区除外決済金について … 7 | ○多面的機能支払交付金の概要 ……………12      |

# 賦課金の減額について

平成26年度より一般経常賦課金が、

**600円/10a 減額**になります。

## 第一五七回 総代会

平成二十六年三月二十六日開催



### 【理事長あいさつ】

第百五十七回総代会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日の総代会には、ご多忙中にもかかわらず、ご来賓として、西奥羽土地改良調査管理事務所 藤田最上川支所長、山形県村山総合支庁産業経済部農村計画課 保科課長補佐、山形市農林部 横川次長、山辺町産業課 奥山課長のご臨席を賜っております。誠に有難うございます。皆様には、後ほど、ご挨拶を頂きたいと思っております。

また、総代の皆さんには、今年の農作業前の大変お忙しい中をお集まり頂き、心より感謝申し上げます。次第であります。

原油価格の高騰と電気料金の値上げ、四月からの消費税増税、米や農産物の価格低迷、「米の直接支払交付金」の減額と廃止、難航しているTPP交渉等とますます厳しい農業情勢が続いております。そういう中で、改良区として何ができるかを考えた結果、一つは「一般賦課金の減額」ということで組合員に伝えようと理事会で決定いたしました。六〇〇円減額してより一層の負担軽減を行い、土地改良区の運営を行っていききたいと考えております。

また、二つ目は、負担軽減のための施策として、新たな農業農村政策として打ち出された、日本型直接支払制度への取り組みであります。平成二十五年度まで「農地・水保全管理支払交付金」として当改良区管内でも二十組織が取り組んでおりますが、それが自民党政権下で平成二十六年から「多面的機能支払交付金」と名称を変え、予算も二〇〇億円増額され、新規参入も受け入れられております。新たに創設される「農地維持支払交付金」という制度は、農業者のみでも取り組むことができ、今まで地区委員会で、日常的に作業していた農道や水路の草刈り・水路の泥上げや農道の敷砂利工事等を

事業に取り組むことによって、田の場合一〇アール当たり三千円が交付されることとなります。先日、山形市による、二十六年からの新規予定地区の説明会があり、当改良区管内では九組織が参加しております。継続地区においても、交付金の名称が変わり、今までと同様の活動を続けられ、一〇アール当たり九千円程の交付金が支払われる予定で、交付金の増額が期待されます。当然、国・県・市・町からの交付金という性格上、組織による事務手続きは必須ですが、当改良区としては、組織による書類作成等の事務手続きについて、改良区職員の指導等をこれまで以上に強化して協力していく所存であります。総代各位におかれましてはこの事業への取り組みと参加が地区の負担軽減に繋がることを組合員に周知して下さるようお願いいたします。

さて、昨秋、私が理事長に再任されました時、三つの重要対策をあげました。

そのひとつが、(株)山形発電『小水力南館発電所』の更新対策であります。発電所は、もともと馬見ヶ崎川導水路の安全のため、水圧を下げる減勢工の施設として建設されました。

当時、馬見ヶ崎川導水路を流れる農業用水を水力発電所以外の装置で減圧するとかかる多額の経費や導水路の維持管理を(株)山形発電が行うことで、負担軽減が図られ、かつ、クリーンエネルギーも得られるということで水力発電事業が計画されたのでした。しかし、今では発電所が建設されてから約三十年経ち、発電設備も老朽化しております。設備を更新するにも、まだ償還金が残っており、更に借入して設備更新をするか、あるいは、このまま現状維持で発電を続けて、製造中止になつている部品もある中で、故障を繰り返した場合、それらを修復して発電事業をどこまで継続できるのか、甚だ懸念されるところです。そういう状況の中で、ESCO事業による「固定価格買い取り制度を活用した水力発電設備の更新事業」ということが新たに考えられております。

固定価格買い取り制度とは、再生可能エネルギーの普及促進のため、国が電力買い取り価格を高額に設定して、二十年間はその価格を保証するものでありますが、制度適用のためには、水車や発電機の更新などさまざまな条件があります。その制度を利用して現在の売電単価と国が保証する単価の差額により生じる売上げ増収分で発電設備を更新するESCOという



事業を行おうとするものであります。その際ESCO事業計画により、経済産業省・国土交通省を始めとする行政機関との協議など、いろいろな手続き、発電設備の設計、工事の施工・運転開始後のメンテナンスなどは、その専門家であるESCO事業者に依頼することになります。当然、その費用はかかりますが、設備が更新でき、一定の利益も保証されるしくみになっております。この事業が認定されますと土地改良区に対して経済的・精神的負担をかけることなく、十分に発電所の設備更新ができるものと考えております。本年六月中の協定調印をめざして、準備の最終段階に入っております。詳細は確定しだいお知らせいたします。

【議決案件】

議第一号

区有財産（不動産）の処分について

議第二号

西山形地区水田畑地化基盤強化対策事業の事業内容変更について

議第三号

平成二十五年年度一般会計収支補正予算（第二号）

（他八十七議案が原案のとおり承認されました）



【議決案件】

議第一号

平成二十五年年度一般会計収支補正予算（第一号）

議第二号

平成二十五年年度国・県営維持管理事業特別会計収支補正予算（第一号）

議第三号

平成二十五年年度県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計収支補正予算（第一号）（他九議案が原案のとおり承認されました）

新任総代研修会開催

新任総代の研修会が、平成二十六年二月二十日当改良区において開催されました。

山形県土地改良事業団体連合会伊藤専務理事から【総代の皆さんに期待します】と題して、土地改良区総代の心得等を講演していただき、続いて土地改良区全体や総務課・財務課・管理課の業務に関する研修を行いました。



# 一 般 会 計 の あ ら ま し

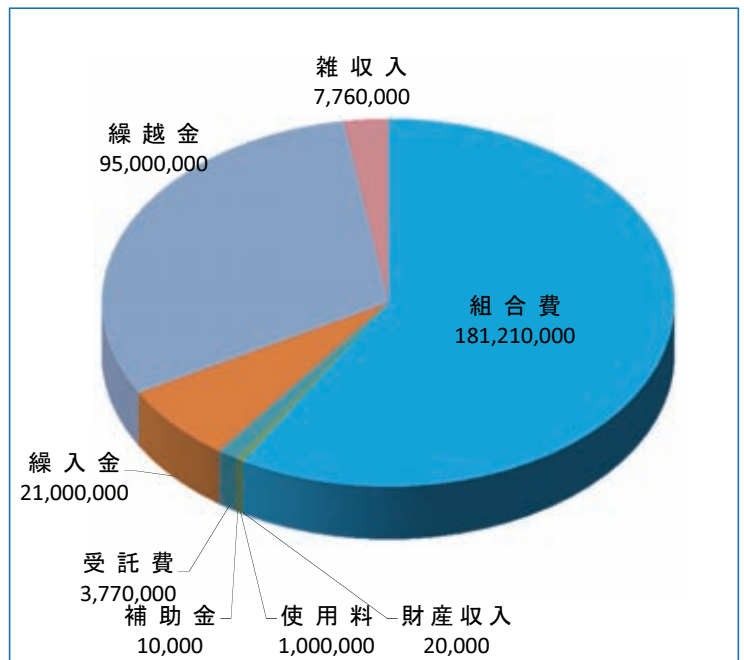
平成26年度の一般会計収支予算及び各特別会計収支予算は、第157回総代会において議決されました。

## 収支予算額 309,770,000円

### 【 収 入 】

[単位：円]

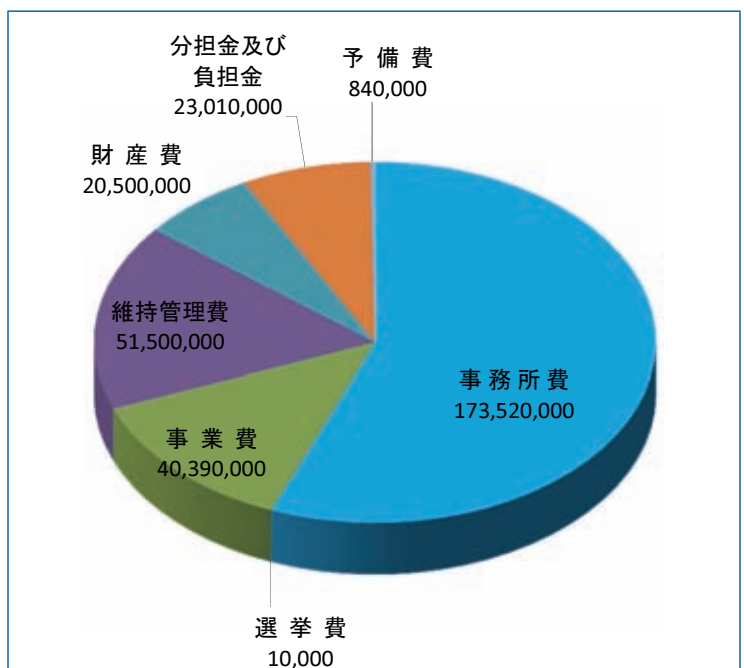
科 目	本年度予算額
組 合 費	181,210,000
財 産 収 入	20,000
使 用 料	1,000,000
補 助 金	10,000
受 託 費	3,770,000
繰 入 金	21,000,000
繰 越 金	95,000,000
雑 収 入	7,760,000



### 【 支 出 】

[単位：円]

科 目	本年度予算額
事 務 所 費	173,520,000
選 挙 費	10,000
事 業 費	40,390,000
維 持 管 理 費	51,500,000
財 産 費	20,500,000
分 担 金 及 び 負 担 金	23,010,000
予 備 費	840,000



## 平成26年度 国・県営維持管理事業特別会計収支予算

(単位:千円)

収 入			支 出		
科 目	本年度予算額	附 記	科 目	本年度予算額	附 記
組 合 費	90,910	国営 10a当たり 1,700円 県営 10a当たり 1,200円	事 務 費	22,900	国・県営事務諸費
繰 越 金	75,000	前年度繰越見込額	事 業 費	29,030	国・県営施設補修工事他
補 助 金	10		維 持 管 理 費	50,510	施設維持管理費
交 付 金	10		分担金及び負担金	27,800	負担金他
補 償 費	10		繰 出 金	25,930	基幹施設馬見ヶ崎川特別会計他
繰 入 金	27,000	償却資産準備金積立会計	加 入 金	1,520	適正化事業拠出金
雑 収 入	1,150	未収賦課金他	予 備 費	36,400	予備費
合 計	194,090		合 計	194,090	

## 平成26年度 各特別会計収支予算

(単位:千円)

会 計 名	収支予算額	会 計 名	収支予算額
県営基幹水利施設馬見ヶ崎川合口頭首工管理事業特別会計	5,960	久保手・北ノ原及び隔間場地区特別積立会計	4,690
県営基幹水利施設門伝揚水機場管理事業特別会計	30,570	出羽・明治地区団体営かんばい事業特別積立会計	60,100
国営造成施設管理体制整備促進事業特別会計	3,265	西 部 地 区 特 別 積 立 会 計	281,130
管 理 棟 維 持 管 理 特 別 会 計	33,100	北 部 地 区 特 別 積 立 会 計	13,750
農地・水・環境保全向上対策特別会計	90	八ヶ郷地区特別積立会計	5,560
水源涵養林維持管理特別会計	1,490	十文字地区特別積立会計	8,210
大郷地区水田畑地化事業特別会計	41,030	成沢地区特別積立会計	20,370
明 治 地 区 特 別 会 計	5,030	南 山 形 地 区 特 別 積 立 会 計	540
千 歳 地 区 特 別 会 計	2,010	中 部 地 区 特 別 積 立 会 計	42,520
出 羽 地 区 特 別 会 計	11,510	玉 虫 地 区 特 別 積 立 会 計	25,800
久保手・北ノ原及び隔間場地区特別会計	4,430	役 員 退 任 積 立 特 別 会 計	12,060
出羽・明治地区団体営かんばい事業特別会計	21,210	職 員 退 職 給 与 資 金 特 別 会 計	192,440
西 部 地 区 特 別 会 計	115,660	地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	703,540
北 部 地 区 特 別 会 計	16,300	明 治 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,430
八ヶ郷地区特別会計	13,100	千 歳 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	4,570
十文字地区特別会計	1,320	出 羽 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	19,130
成沢地区特別会計	2,000	久保手・北ノ原及び隔間場地区除外決済金特別会計	1,260
南 山 形 地 区 特 別 会 計	19,840	出羽・明治地区団体営かんばい事業地区除外決済金特別会計	11,430
中 部 地 区 特 別 会 計	39,590	西 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	32,270
玉 虫 地 区 特 別 会 計	4,590	北 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	20,220
財 政 調 整 資 金 積 立 会 計	223,640	八ヶ郷地区除外決済金特別会計	17,880
償 却 資 産 準 備 金 積 立 会 計	749,850	十文字地区除外決済金特別会計	3,400
補 償 金 特 別 積 立 会 計	33,700	南 山 形 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	26,250
明 治 地 区 特 別 積 立 会 計	15,020	中 部 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	38,950
千 歳 地 区 特 別 積 立 会 計	220	玉 虫 地 区 除 外 決 済 金 特 別 会 計	6,270
出 羽 地 区 特 別 積 立 会 計	10,290		

## 平成26年度 賦課金について

今年度の賦課金は下記のとおりです。

(単位:円)

賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期	賦課区分	10a当たり 賦課金	第1期	第2期
<b>経常賦課金</b>				<b>北部地区特別賦課金</b>			
一般賦課金	5,200	2,600	2,600	北部全地区	500	500	-
藤沢川・十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江第1地区	1,600	1,600	-
特別賦課金				今江中野地区	1,500	750	750
十文字地区	2,600	1,300	1,300	今江内表地区	1,700	1,700	-
<b>国・県営維持管理事業賦課金</b>				今江第3地区	1,000	1,000	-
国営地区	1,700	850	850	北部第1地区	1,000	1,000	-
県営地区	1,200	600	600	北部第2地区	800	400	400
<b>明治地区特別賦課金 全地区</b>	1,700	850	850	馬洗場地区	1,000	1,000	-
<b>千歳地区特別賦課金 全地区</b>	1,200	600	600	成安地区 (田)	2,000	2,000	-
<b>出羽地区特別賦課金</b>				成安地区 (畑)	1,000	1,000	-
全地区	2,300	1,150	1,150	成安工区〔成安夫役〕(田)	200	200	-
東地区	1,000	500	500	成安工区〔成安夫役〕(畑)	100	100	-
北道上地区	1,000	500	500	成安工区〔天神町夫役〕(田)	200	200	-
<b>久保手・北ノ原及び隔間場地区特別賦課金</b>				三社地区	600	600	-
全地区	3,000	1,500	1,500	<b>八ヶ郷地区特別賦課金</b>			
かんばい地区	3,000	1,500	1,500	八ヶ郷全地区 (田)	1,200	600	600
百花園地区	2,000	1,000	1,000	八ヶ郷全地区 (畑)	1,000	500	500
<b>出羽・明治かんばい事業特別賦課金 全地区</b>	5,500	2,750	2,750	八ヶ郷全地区(未整理地)	260	130	130
<b>西部地区特別賦課金</b>				陣場地区	1,000	500	500
西部全地区	2,500	1,250	1,250	陣場新田地区	900	450	450
ほ場外地区	660	330	330	吉野宿地区	1,000	500	500
山王頭首工上流地区	310	155	155	鯨洗地区	1,000	500	500
池沼水利費	660	330	330	鯨洗夫役	500	250	250
<b>中部地区特別賦課金</b>				中野地区	1,500	750	750
県内内地区 (田・畑)	1,500	750	750	船町地区	500	250	250
未整理地 (田)	400	200	200	内表地区	600	300	300
長表北部・松栄地区 (田・畑)	4,000	2,000	2,000	<b>南山形地区特別賦課金</b>			
事業特別・田	2,500	1,250	1,250	南山形全地区 (田)	1,950	975	975
事業特別・畑	750	375	375	南山形全地区 (畑)	1,170	585	585
				黒沢頭首工維持管理	1,170	585	585
				未整理地区 (田)	1,950	975	975
				成沢地区 (田)	1,755	878	877
				黒沢頭首工上山負担金	6,910	3,455	3,455
				事業賦課金整理地 (田)	4,400	2,200	2,200
				事業賦課金整理地 (畑)	2,640	1,320	1,320
				事業賦課金未整理地 (田)	4,400	2,200	2,200
				事業賦課金成沢地区 (田)	3,960	1,980	1,980
				<b>十文字地区特別賦課金</b>	4,000	2,000	2,000
				<b>玉虫地区特別賦課金 全地区</b>	2,500	1,250	1,250
<b>賦課基準日</b>	平成26年4月1日			<b>納付期限</b>	第1期	7月31日	
					第2期	11月30日	

※ 賦課金の算出金額は1円未満切り捨てとする。

## 平成26年度 各地区の賦課金について

一般会計及び各特別会計の賦課金を各地区毎に集計しますと、次のとおりです。  
賦課金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区へお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a当たり賦課金	地区名	10a当たり賦課金
玉虫地区	8,100 + (地区賦課金)	北部地区	8,100 + (地区賦課金)
南山形地区	8,100 + (地区賦課金)	千歳地区	6,900 + (地区賦課金)
西部地区	8,100 + (地区賦課金)	出羽地区	8,100 + (地区賦課金)
久保手・隔間場地区	8,100 + (地区賦課金)	明治地区	8,100 + (地区賦課金)
中部地区	6,900 + (地区賦課金)	十文字地区	5,200 + (地区賦課金)
八ヶ郷地区	8,100 + (地区賦課金)		

### 平成26年度 地区除外決済金について

今年度の地区除外決済金は下記のとおりです。農地を転用除外する場合に納付しなければなりません。  
(単位:円)

事業地区		10a当たり決済金	事業地区		10a当たり決済金
維持管理	1 償却資産準備金	91,169	維持管理	14 今江第1地区	3,000
	2 全地区	432,239		15 今江第3地区	8,000
	3 明治地区	99,293		16 北部第1地区	10,000
	4 出羽地区	176,543		17 北部第2地区	10,000
	5 千歳地区	138,541		18 馬洗場地区	10,000
	6 久保手・隔間場地区	328,785		19 南山形地区	163,373
	7 出羽・明治地区	136,398		20 八ヶ郷地区	150,328
	8 十文字地区	284,331		21 中部地区	210,815
	9 西部地区	106,059		22 長表北部地区	74,185
	10 北部地区	47,365		23 中部地区(未整理地区)	14,359
	11 成安地区	113,099		24 松栄地区	119,335
	12 今江内表地区	10,000		25 玉虫地区	83,979
	13 今江中野地区	10,000			

### 平成26年度 各地区の除外決済金について

地区除外決済金を各地区毎に集計しますと、概ね次のようになります。  
決済金の内訳は地区毎に異なりますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせ下さい。

(単位:円)

地区名	10a当たり決済金
南山形地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 163,373円(地区決済金 19)
玉虫地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 83,979円(地区決済金 25)
西部地区(ほ場整備内の田)	523,408円(全地区決済金1+2) + 106,059円(地区決済金 9)
西部地区(ほ場整備外の田)	523,408円(全地区決済金1+2)
※ ほ場整備内・外の畑については別算定となります。	
久保手・北ノ原・隔間場地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 328,785円(地区決済金 6)
北部(一般地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 47,365円(地区決済金 10) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、12・13・14・15・16・17・18のいずれかが加算される。
北部(成安地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 160,464円(地区決済金 10+11)
出羽(西地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 312,941円(地区決済金 4+7)
出羽(東地区)	523,408円(全地区決済金1+2) + 176,543円(地区決済金 4)
明治地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 235,691円(地区決済金 3+7)
八ヶ郷地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 150,328円(地区決済金 20)
中部地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 210,815円(地区決済金 21) + 当該地区維持管理決済金 ※ 当該地区維持管理決済金については、22・23・24のいずれかが加算される。
千歳地区	523,408円(全地区決済金1+2) + 138,541円(地区決済金 5)
十文字地区	432,239円(全地区決済金2) + 284,331円(地区決済金 8)

◆◆◆新規事業を実施します◆◆◆

地域農業水利施設ストックマネジメント事業

【概要】西部地区において管水路のバルブ等(右記写真)の老朽化が著しく、動作不良が見られ、用水管理に支障をきたしています。このため農業用水の安定確保や施設の長寿命化を図るため更新・補修整備を実施します。

事業主体	最上川中流土地改良区
実施期間	平成26年度
事業費	西部1地区(山辺町)3,000万円 西部2地区(山形市)5,000万円
負担区分	国庫負担 50%
	県費負担 15%
	市・町負担 10%(山形市、山辺町)
	地元負担 25%



パイプライン水管橋



パイプライン制水弁

土地改良区では、この事業の負担金に充てるための賦課はせず、これまで積み立てた土地改良区積立金を充てる予定ですので、組合員さんの直接の事業負担はありません。

利水豊穰 春の祈願祭及び現地研修

今年の豊作と農作業の安全を祈願し、4月22日に「利水豊穰春の祈願祭」が碑前にて執り行われました。

昭和56年に初めて最上川の水が山形盆地に通水された日を祈念し、毎年行っているものです。

その後、役職員で揚水機場の現地研修を実施し、地区委員会における用水に対して相互理解を深めました。



管理運営委員会だより

久保手・隔間場地区管理運営委員会 委員長 井上清治

久保手・隔間場地区管理運営委員会は、山形市と山市の両市にまたがり「みはらしの丘」西隣、かんばい事業区域の南端に位置し、面積約92ha、組合員百十二名、農道総延長約十七km、水路約二十二km、パイプライン約十九km、溜池四カ所、ポンプ二カ所を管理しています。圃場整備前は、「しどろ田」で百四十六の溜池の天水が唯一の水源で恒常的な水不足や干ばつに悩まされてきた地域であります。「久保手には嫁をやるな！嫁は久保手からもらえ！」という下世話が出るほどでした。今年のように少し晴天が続くと「昔なら田植え、さんないがったは」とよく聞きます。感謝を込めた地区民の本音と思われまます。圃場の整備とともに、昭和六十年に最上川から通水させた偉業は、関係機関や多くの関係者、そして地元のリーダーの方々の情熱の賜物であります。改めて、先人たちのご苦労に心から感謝を申し上げます。

日本の水田農業は、今年度から大きく変わろうとしています。農地の集積と生産コスト削減、日本型直接支払制度と減反廃止がその柱として示されました。地区内では、今年入り水田の貸付けや作業委託が急激に増えました。農業者の高齢化などもあり、耕作放棄も懸念されています。地域の水田を荒廃させないためにはどうするか、国などの方針をにらみ、あまり上段に構えず、短期目標を設定し、急がず、継続することが必要です。また、地域のなかで情報を共有し、地域単位で対応することが重要と考えています。

土地改良区事業では、農家負担の軽減は最重要課題です。支出を抑え、老朽化施設の長寿命化などこれまでの取組をさらに強化するとともに、中山間直接支払制度やストックマネジメント事業など国の支援制度を有効に活用することも欠かせません。特に、新たな多面的機能交付金制度は、農道や水路などの維持管理経費の支援制度であり、補修や整備など計画的に施工でき、効果が目に見えますので有効に使用したいと思います。

最後に、大変厳しい情勢にありますが、前向きに進めて参りますので組合員の方々のご協力をお願いいたします。

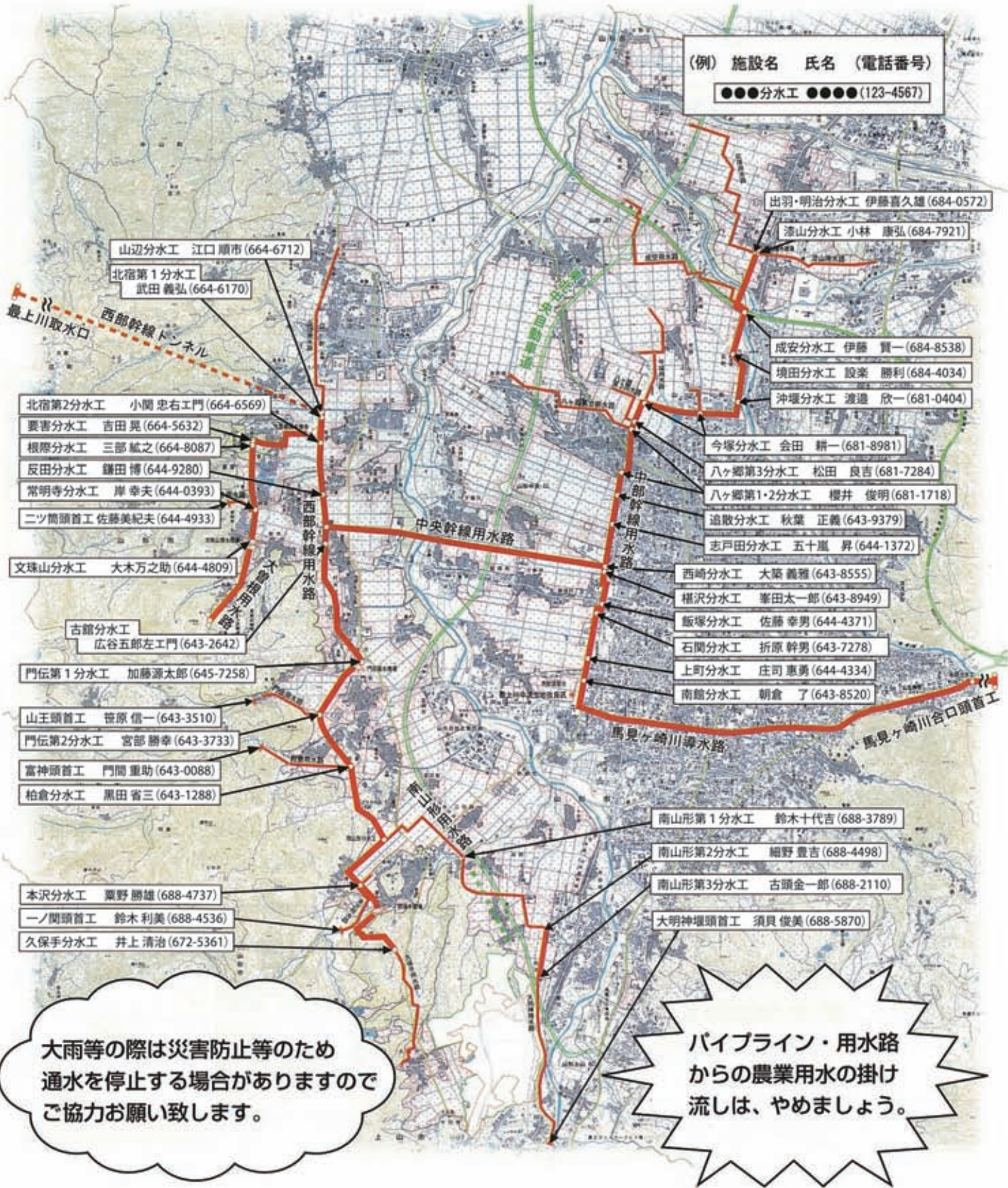




### ◇水利のご相談は地元の水利調整委員まで◇

当土地改良区は、用水の管理にあたり限りある水の有効利用を図るために、水利調整委員会を設置しています。水利調整をしていただく38名の各分水工等の水利調整委員は次の方々です。組合員皆様の水利に関するご要望は、土地改良区事務所に直接ご連絡くださっても対応できませんので、必ず地元の水利調整委員に連絡してください。

水利調整委員会 ◎委員長 松田 良吉 ○副委員長 峯田太一郎・宮部 勝幸





### ◇◇◇土地改良区への通知義務について◇◇◇

## 忘れていませんか？ こんな時は土地改良区へ届けましょう

#### 【組合員の資格変更】

公共機関（市町、農業委員会、法務局等）及び農協等の手続きだけでは、土地改良区の組合員名簿及び土地台帳等は変更されません。賦課の基準は毎年4月1日現在の土地改良区の台帳に記載されている事項を対象に賦課しておりますので、移動等がありましたら、速やかに届出下さい。

1. 所有権や耕作権の移動（売買、賃貸借、交換）
2. 死亡又は生前贈与等の名義変更
3. 農業者年金受給のため経営移譲
4. 住所等の変更
5. 賦課金の振替口座関係の変更

#### 【農地転用】（公共用地に買収された時も届出が必要）

1. 農地を転用等により地区から除外する場合は、地区除外決済金を納付していただきます。
2. 公共事業による農地買収の場合も届出が必要です。そのままにしておきますと賦課面積の変更は生じません。

#### 【土地改良施設の他目的使用の届出】

土地改良施設（用排水路・農道等）を下記の目的等で使用する場合は、『土地改良施設使用許可申請書』を提出し、許可を得て使用料を納付してから使用することになります。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 雨水排水の放流    | 6. 農地改良に伴う農道使用     |
| 2. 工場等の雑排水放流  | 7. 下水管、水道管、排水管等の埋設 |
| 3. 水路への蓋（橋）掛け | 8. 電柱等の設置          |
| 4. 工事に伴う水路敷使用 | 9. 宅地への通用路としての農道使用 |
| 5. 工事に伴う農道使用  |                    |

### 注意！ 滞納賦課金は新組合員が継承

※ 滞納されている土地の権利を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。

## ☆消費税の増税に伴う変更にご注意ください☆

## 当土地改良区施設使用料及び手数料

一、土地改良施設の他目的使用料  
（農道使用の場合）  
個人 一件年額 二、〇〇〇円  
※ 尚、組合員以外の場合には別料金となります。

二、境界の立会い  
● 境界立会申請  
一件 五、〇〇〇円

● 誤謬訂正の申請  
一件 一〇、〇〇〇円

● 測量  
実費

三、各種意見書交付手数料  
一件 一、〇〇〇円  
（農地転用に係る手数料は、面積によって異なります）

四、各種証明書交付手数料  
一件 一、〇〇〇円

五、農地改良に係る手数料  
一件 一、〇〇〇円

※ ※ 別途、消費税がかかります。  
※ 詳細については、最上川中流土地改良区事務所まで、お問い合わせください。

（当改良区HPで「こんなときは届出を…」を参照ください）

# 平成26年度 地区管理運営委員会と担当職員

- ◇改良区全体に関すること 事務局長 進藤 耕司
- ◇総務に関すること 総務課長 安達 久美子
- ◇財務に関すること 財務課長 鈴木 秀樹
- ◇管理に関すること 管理課長 原田 正昭

当土地改良区には、10の管理運営委員会と2つの維持管理委員会、1つの委員会があり、それぞれの地区の運営・維持管理・賦課金の徴収・役員候補者の推薦・その他のことについての仕事をしています。

地区委員会	委員長(㊟)	副委員長(㊟)	地区担当職員
1 明治	東海林 貞悦 (684-1672)	佐藤 薫 (684-3918)	秋葉 真理 羽角 正明
2 出羽	海和 盛行 (684-8604)	長瀬 正美 (684-5598)	丸子 宏 (684-5848) 石山 廣昭 柴崎 健一
3 千歳	設楽 静雄 (681-0642)	渡邊 欣一 (681-0404)	神保 明子 有路 樹
4 北部	荒木 利孝 (681-1016)	松田 良吉 (681-7284)	齊藤 和夫 加藤 裕二
5 八ヶ郷	安達 藤治 (681-8382)	遠藤 勇 (681-1902)	大狭間 邦晃 池野 兼司
6 中部	斎藤 嘉雄 (684-0038)	大築 義雅 (643-8555)	齊藤 和夫 山本 竜也
7 南山形	須貝 俊美 (688-5870)	古頭 金一郎 (688-2110)	石山 廣昭 細野 諭
8 久保手・隔間場	井上 清治 (672-5361)	鈴木 秀二 (688-5159)	井上 正博 (672-2179) 神保 明子 柴崎 健一
9 西部	須川 西部 山辺 南部 小林 幸一郎 (644-1788)	門間 重助 (643-0088)	羽角 正明 池野 兼司 大狭間 邦晃 加藤 裕二 品川 康臣
10 玉虫	江口 順市 (664-6712)	相澤 嘉助 (664-5369)	遠藤 愛実 細野 諭
1 出羽・明治	海和 盛行 (684-8604)	東海林 貞悦 (684-1672)	柴崎 健一 池野 兼司 有路 樹
2 成沢	三澤 直己 (688-4243)	伊藤 公一 (688-5061)	秋葉 真理
1 十文字	高橋 賢一 (686-5859)	高橋 正善 (687-3824)	遠藤 愛実 細野 諭

**△新規採用▽**  
四月一日付で採用されました。皆さん宜しくお願います。



財務課 品川 康臣

**武田清一郎 理事長**  
**山形市土地改良区連合会 会長に再任される**  
平成二十六年四月二十三日開催された山形市土地改良区連合会第五十九回通常総会において、当改良区の武田理事長が任期満了に伴う役員改選で、同連合会会長に再任されました。任期は平成三十年度の通常総会まで

**山辺町農業委員に就任**  
山辺町農業委員の任期満了に伴う改選により、当土地改良区役員の次の方が就任されました。  
吉田 晃 理事「専任委員」(改良区推薦)  
江口 順市 監事「公選委員」  
任期は平成二十九年四月一六日まで

**事務局機構と職員**  
平成二十六年四月一日現在、事務局体制です。宜しくお願います。

<p>◇ 総務課 次長(兼課長)(兼) 会計主事 安達 久美子 課長補佐(兼) 総務・庶務係長 齊藤 和夫 主任 池野 兼司 主事 神保 明子 主事補 遠藤 愛実 臨時 高木 千香子</p>	<p>◇ 財務課 課長(兼) 多面的機能支払総括 鈴木 秀樹 課長補佐(兼) 管財係長(兼) 多面的機能支払主幹 石山 廣昭 主任 大狭間 邦晃 主事補 秋葉 真晃 技術員 品川 康臣 臨時 渡辺 由紀</p>	<p>◇ 管理課 課長(兼) 水利係長 原田 正昭 課長補佐(兼) 管理係長 柴崎 健一 主任 羽角 正明 主事 細野 諭 主事補 加藤 裕二 技術員 山本 竜也 技術員補 有路 樹 臨時 村木 知子</p>
---	---	--

# = 日本型直接支払制度 =

## ◆◆◆ 多面的機能支払交付金の概要 ◆◆◆

これまでの農地・水保管理支払交付金は、平成26年度より多面的機能支払交付金に変わりますが、これまでの活動内容は引き続き実施可能です。

※実施期間：平成26年度から 原則5年間

**平成25年度まで  
農地・水保管理支払交付金**

**【共同活動】**

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象地域 農業振興地域内の農用地区域
- 対象行為
  - ①施設の軽微な補修、植栽による景観形成等
  - ②農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等
- 支援単価(単位:円/10a)  
基本 田:4,400、畑:2,800、草地:400  
(田:3,300、畑2,100、草地300)  
( )内は、5年継続地区等で基本単価の75%

**【向上活動】**

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象地域 農業振興地域内の農用地区域
- 対象行為
  - ①水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新
  - ②水田魚道などの高度な農地・水の保全
- 支援単価(単位:円/10a)  
基本①田:4,400、畑:2,000、草地:400  
②田:500~2,000、畑500~1,500

**平成26年度から  
多面的機能支払交付金**

**【農地維持支払】**

- 対象組織 農業者等で構成される組織
- 対象地域 農業振興地域内の農用地区域等
- 対象行為
  - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成
  - ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等
  - ・農道の除排雪、小規模な災害復旧、鳥獣害防止柵の管理等
- 支援単価(単位:円/10a)  
田:3,000、畑:2,000、草地:250 **協定期間内の繰越し**

**【資源向上支払 [共同活動]**

- 対象組織 農業者と地域住民で構成される組織
- 対象地域 農業振興地域内の農用地区域
- 対象行為
  - ・施設の軽微な補修、良好な景観形成等
  - ・鳥獣害防止柵の補修・設置、果樹剪定枝等のたい肥化
  - ・多面的機能の増進を図る活動
- 支援単価(単位:円/10a)  
田:2,400、畑:1,440、草地:240  
(田:1,800、畑:1,080、草地:180)  
( )内は、農地・水を5年継続している地区で基本単価の75%  
※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は基本単価の5/6 **協定期間内の繰越し**

**【資源向上支払 [長寿命化]**

- 対象組織 農業者で構成される組織
- 対象地域 農業振興地域内の農用地区域
- 対象行為
  - ・水路・農道などの施設の長寿命化のための補修・更新
- 支援単価(単位:円/10a)  
田:4,400、畑:2,000、草地:400 **協定期間内の積立**



改良区ロビーに各地区活動パネル展示しました。

